

日本標準産業分類

(1951年4月改訂)

(1953年3月改訂)

(1954年3月改訂)

— 第 I 卷 —

分類項目名，説明及び内容例示

行政管理庁統計基準部
産業分類専門部会編集

1956年3月

序

わが国の統計も終戦後相当の改善を見つつあることは、御同慶に堪えない、1950年には世界センサスの一環として、わが国でも初めて大規模な各種のセンサスが施行された。わが国の統計を世界的水準にもつてゆくには、色々の研究を必要とするが、質的な調査事項を適当な同質のグループに細分して、利用に供することは、大切なことでもあり、またむずかしいことでもある。ことに国際性をもつ統計にあつては夙にこの必要を感じて、国際死因分類、国際標準産業分類、国際標準職業分類等が作成されている。ペルチヨン氏のごときは第一次世界大戦前既にこの種の分類を発表している。

統計を利用する者にとつても各分類項目の意味と、その中に含まれているものを知らなければ、利用をあやまることがある。幸いに終戦後、統計委員会を中心に朝野の専門家によつて研究の上、日本標準産業分類が作成され、その後各界の要望により統計法に基く政令によつて、この日本標準産業分類の統一的使用を規定することになり、そのために昭和26年4月第1回の改訂を行い、その後講和条約発効後の新しい事態に應ずる改訂を必要とするに至り、昭和28年3月第2回の改訂を行った。更に昭和29年3月には第3回の改訂を行い、武器製造業を新設した。その後昭和30年夏以来、第4回の改訂作業を開始し現在もこの作業を続けている。

今回印刷に附する分は第3回改訂までのものであり現在行われている改訂作業の結果は含まれていない。この度の印刷と従来のもとの相違点は昭和29年3月の第3回改訂における「中分類19—武器製造業」を分類表の中に織り込んだこと及び説明、内容例示等の細部の点についての誤りを訂正したことである。

わが国で、個人又は事業所の経済活動を区分する場合には、この標準分類によるか、これと比較できるように、集約又は細分したものによるかにしたいと思うので、広くこの体系を熟知して頂きたいと思う次第である。

最近この分類が各調査機関で用いられることになつて、国内的に比較できるばかりでなく、広く国際的にも連繋を持つことになり、すばらしい結果を齎している。

今後共各方面の御協力によつてこれを育成し、更に一層完全なものにしたいと念願している。

昭和31年3月31日

行政管理庁統計基準部長 美濃部亮吉

緒 言 目 次

第一章 標準産業分類作成要旨	7
第二章 標準産業分類改訂要旨	8
第三章 分類上の一般原則	28
第一項 事業所の定義	28
第二項 産業分類適用の単位	29
第三項 事業所の産業は主要業務により決定される	31
第四項 附随事業所の産業は主事業所の産業に分類される	31
第四章 本分類に採用した十進分類法	31
第五章 標準産業分類の各項目名と説明及び内容例示	32
第六章 従来分類と比較して著しく異なる点	32
第七章 産業分類に関する政令及びその解説	33
一 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令（抄）	33
二 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令の第二条（産業分類関係） 及び第四条（特例）の解説	34
三 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令に基づいて告示した産業分類	35